

総行住第 171 号
平成 27 年 11 月 11 日

各都道府県
社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る
質疑応答集（追加）について（通知）

「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集」については、平成 27 年 9 月 29 日付け総行住第 139 号通知にて示したところですが、このたび、更に下記のとおり質疑応答を追加することとしましたので、通知します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、域内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

記

問 1 15 歳未満の者又は成年被後見人が交付申請者である場合、本人確認を行う際（交付時来庁方式の場合は交付時、その他の方式の場合は申請時）は、本人の法定代理人に加え、本人も出頭する必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問 2 交付時来庁方式の場合に、住民が個人番号カードの交付申請のために窓口に来庁したときは、どう対応すればよいか。

答 希望者に対し、本人確認の上、統合端末から出力した交付申請書を交付する。また、統合端末を設置していない支所等に住民が来庁した場合は、手書用の交付申請書を交付することとする。併せて、案内用パンフレットを交付し、個人番号カードの具体的な申請方法等について案内するものとする。

なお、住民が交付申請書を窓口へ提出したときは、市区町村において交付申請書を機構まで送付することとされたい。

【案内用パンフレット】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/shared/templates/free/documents/pamphlet.pdf>

【交付申請書（手書用）】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/shared/templates/free/documents/tegaki-kofu-shinseisho.pdf>

問3 自治体の窓口において個人番号の記載がない交付申請書が提出された場合は、どう対応すればよいか。

答 原則として、通知カードに記載されている個人番号を交付申請書へ追記するよう求めることとするが、通知カードを紛失等したために、通知カードに記載されている個人番号の確認を行うことができない者に対しては、次のとおり対応することが適当である。

(1) 交付時来庁方式・申請時来庁方式の住所地市区町村長として交付申請書の提出を受ける場合

市区町村において、住民基本台帳に記載された個人番号を交付申請書に追記する。

(2) 住所地経由申請方式・勤務地等経由申請方式の経由市区町村長として交付申請書の提出を受ける場合

交付申請者において、個人番号入りの住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書により個人番号を確認し、交付申請書に記載する、又は住所地市区町村において統合端末から出力した交付申請書入手し、改めて申請するよう教示する。

問4 申請時来庁方式等で利用する本人限定受取郵便について、「基本型」・「特例型」・「特定事項伝達型」のうち、どの方式を採用すべきか。

答 各方式の性質を勘案したうえで、各市区町村において判断することとして差し支えない。

問5 居所情報の登録をしている者が交付時来庁方式により個人番号カードの交付申請をした場合、交付通知書に記載される送付先は住所と居所のどちらになるのか。

答 交付通知書の送付先には、送付先の「宛先情報」が記載されるため、この場合は居所が記載されることになる。

問6 通知カードや個人番号カードにおいて、市区町村の独自サービスとして視覚障害者への配慮を行うこととした場合、どのような対応が考えられるか。

答 希望者に対し、通知カードや個人番号カードのケースに貼付するための点字シールを配付する等の対応が考えられるところであり、こうした視覚障害者に対する配慮に積極的に努められたい。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課

池田係長、鋤柄主査、細川、國信、佐藤

03-5253-5517（直通） 03-5253-5592（FAX）

juki@soumu.go.jp（メール）